

給付と負担の見直し

持続性を確保するには、保険料を負担する現役層の視点も大切に

政策調査部 研究員 石橋 未来

2022年以降、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始め、介護給付費が一段と増加することが見込まれます。介護保険制度を持続可能なものとするために、給付と負担の見直しは、今後さらに重要になるでしょう。

第8期介護保険事業計画の論点

介護保険制度は3年サイクルで見直しが行われています。2021年度～2023年度を対象とする第8期介護保険事業計画の策定にあたっては、①介護予防・健康づくりの推進、②保険者機能の強化、③地域包括ケアシステムの推進、④認知症「共生」・「予防」の推進、⑤持続可能な制度の再構築・介護現場の革新、の5点の見直しについて議論されました。

その結果、通いの場（住民主体の体操、茶話会、趣味活動など介護予防に資する活動を行う場）等への専門職の関与を増やして効果的な介護予防・健康づくりを行うことや、ICT化やロボットの導入による介護現場の効率化、介護関連のデータの利活用のための環境整備が一層進められることが決まりました。また、アウトカムを重視した介護に積極的に取り組む保険者が報われる仕組みを強化し、質の高い介護サービスの広がりの後押しすることなども盛り込まれています。これらは、健康寿命を延伸して介護が必要な期間をなるべく短くしつつ、介護が必要になった場合には、どこにいても質の高い介護を受けられるようにするために必要な見直しとされています。

一方、前出の⑤に含まれていた給付と負担についての議論は、多くが先送りされました。見直す項目には、a. 被保険者範囲・受給者範囲、b. 補足給付に関する給付の在り方、c. 多床室の室料負担、d. ケアマネジメントに関する給付の在り方、e. 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方、f. 高額介護サービス費、g. 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準、h. 現金給付、などが挙がっていました。しかし、このうち、見直されたのは補足給付（b）と高額介護サービス費（f）の一部にとどまり、残りの項目は引き続き検討を行うことが適当とされたのです。

給付と負担の見直しによる影響は小さい

施設介護におけるホテルコスト（食費や居住費）を広く低所得者に支給する補足給付（b）では、一部の所得段階を細かく分けて精緻化したほか、給付対象となる高齢者の預貯金残高の基準を厳格化しました。また、介護サービスの利用者の自己負担が重くなりすぎてしまうのを避けるための高額介護サービス費（f）でも、現役並み所得がある層の自己負担上限額を細分化しました。どちらも、世代間・世代内の負担の公平等の観点から、一部の高齢者の給付を減額して利用者負担を適正化したり、負担能力に応じて自己負担額を引き上げたりする見直しです。

こうした見直しが行われたことは一定の前進ですが、制度全体から見ればわずかな修正といわざるを得ません。これらが介護保険制度の持続性に与える影響は小さいでしょう。例えば、高額介護サービス費で自己負担の上限が引き上げられる対象者は約 3.1 万人と、第 1 号被保険者全体の 0.1%程度にすぎません¹。もちろん、自己負担が増える受給者の範囲を拡大することで必要な介護サービスの利用を控える高齢者が出てくれば問題ですが、現役層の過重な負担を緩和する観点からは、見直しは踏み込み不足だったといえるでしょう。

予防や重度化防止、業務効率化だけでは持続性は高められない

介護保険制度の創設以来、高齢化の進展等により 3 倍以上に増えた介護費に対し、その財源である保険料の賦課ベースに相当する雇用者報酬はほとんど増えていません。給付と負担の見直しは喫緊の課題といえます。介護だけでなく年金や高齢者向けの医療を支えるため、現役層の保険料負担は増加しており、年金・医療・介護を合わせた社会保険料の収入に対する負担割合は 2022 年度に 30%（労使合計）を超えるとの推計もあります²。その先まで見通せば、賃上げが進められたとしても可処分所得の伸びが著しく抑制されてしまう恐れがあります。増大する引退世代向けの給付のために、現役層の負担を際限なく増やすことは難しいでしょう。

介護保険における給付と負担の見直しは、個人ベースで見れば利用者負担の増加であるかもしれません。しかし、利用者のコスト意識を高め、サービスの質の向上を促すことは、制度をより優れたものにするという面があります。また、諸外国の介護保険と比べて広すぎる給付範囲を見直すと同時に、公的保険サービスを補完するような民間サービスの提供を広げていけば、多様なサービスの中から個人ごとのニーズに合ったサービスを選択することも可能になるでしょう。将来にわたって安心できる介護保険制度にするには、予防や重症化防止、サービスの効率化といった利用者や介護事業者の視点とあわせて、給付と負担のバランスを図るなど、保険料を負担する現役層に向けた視点を持つことが求められます。（次回予告：介護の地域差問題）

¹ 厚生労働省「制度の持続可能性の確保」第 88 回社会保障審議会介護保険部会資料（2019 年 12 月 16 日）、第 1 号被保険者数は 2019 年 12 月末時点（厚生労働省「介護保険事業状況報告の概要（令和元年 12 月暫定版）」）

² 健康保険組合連合会「今、必要な医療保険の重点施策—2022 年危機に向けた健保連の提案—」（2019 年 9 月 9 日）